

# 第2次砺波市環境基本計画

(令和6年度～令和15年度)

庄川と散居に広がる快適なまち

— 概要版 —

令和6年3月



## 1 計画策定の背景と目的

市では、砺波市環境基本条例に基づき、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な展望に立って目指すべき環境像と環境保全に向けた具体的な取組を示す基本方針となるものです。

## 2 計画の期間

計画期間は、令和6年度（2024）から、目標年次の令和15年度（2033）までの10年間とします。

## 3 計画の継続と新たな視点

- 屋敷林（カイニヨ）の落ち葉や剪定枝について、野焼きによらない処理方法を推進するとともに、引き続き、堆肥化やバイオマスの調査研究に取り組みます。
- 令和6年4月からプラスチックごみの一括回収を新たに行うことで、ごみの減量化や再資源化を進めます。
- 基本目標の中に「脱炭素社会の推進」を新たに加え、温室効果ガス排出削減及びSDGs（持続的な開発目標）の実現に向けた対策を推進します。
- 脱炭素の実現、カーボンニュートラル、高気密・高断熱の省エネ効果が高いZEH、ZEBの啓発と普及促進、GX（グリーントランステ福オーメーション）について、新たな課題としています。

### ① 望ましい環境像（将来像）

市の特徴である散居景観を保全するとともに、人と自然とが共生しながら暮らせる快適な環境を実現し、次の世代へ継承していくための目標となる、望ましい環境像（将来像）を『庄川と散居に広がる快適なまち』とします。

### ② 基本理念

砺波市環境基本条例の第3条により、次の3つを基本理念とします。

- ア 良好的な環境と貴重な歴史的文化遺産を保全し、次の世代に継承します。
- イ 人と自然とが共生し、環境への負荷が少ない循環型社会をつくります。
- ウ 地球環境の保全のため、市・市民・事業者が適正な役割分担に基づき、事業活動及び日常生活を実践します。

### ③ 環境を考えるキーワード

本市の産業・観光資源であるチューリップをはじめ、ハナショウブ、コスモスなどの花、水田や屋敷林（カイニヨ）、周りの山々の豊かな緑、そして清流庄川とそこから枝葉のように広がる農業用水など、この豊かな環境要素を次の世代に継承するため、環境を考えるキーワードとして、『花・緑・水がうるおう「持続可能な社会」の実現』を目指します。

## 4 基本構想の体系

### ① 望ましい環境像（将来像）

庄川と散居に広がる快適なまち

### ② 基本理念

良好な環境と貴重な歴史的文化遺産を保全し、次の世代に継承します。

人と自然とが共生し、環境への負荷が少ない循環型社会をつくります。

地球環境の保全のため、市・市民・事業者が適正な役割分担に基づき、事業活動及び日常生活を実践します。

ア

イ

ウ

### ③ 環境を考えるキーワード

花・緑・水がうるおう「持続可能な社会」の実現

### ④ 基本目標

1  
生活環境の保全

2  
自然や散居景観の保全

3  
脱炭素社会の推進

4  
資源循環型社会の構築

5  
環境教育の実践、環境行動の連携

## 5 施策の展開（基本目標の実現のための具体的な取組）

④基本目標	求めるまちづくり	SDGs	具体的な取組
1 生活環境の保全	1-1 安全で安心して暮らせるまち		① ダイオキシン類対策と野焼き禁止の周知 ② 大気汚染、悪臭、騒音・振動防止対策の推進 ③ 光化学オキシダント及びPM 2.5発生時の緊急時連絡体制の整備
	1-2 良好的な水環境を保全するまち		① 水辺環境の保全と水質監視 ② 水循環機能を維持・回復するための森林・農地などの適切な維持管理 ③ 雨水の有効利用及び地下浸透の促進 ④ 下水道整備の推進及び合併処理浄化槽の設置・維持管理の支援
2 自然や散居景観	2-1 自然豊かな風景を守り育てるまち		① 農地などの豊かな自然環境の保全 ② 里山・森林の適正管理と利用
	2-2 歴史的な景観を活かすとともに、空き家対策を進めるまち		① 散居景観の保全と活用 ② 増山城跡や千光寺など歴史的な景観の保全 ③ 空き家等の適正管理及び有効活用に関する意識啓発と空き家発生の予防啓発
	2-3 多様な生き物が生息し、共生できるまち		① 動植物の生態系の保全 ② 鳥獣被害防止対策の推進 ③ 河川の管理と憩いの場としての水辺空間の整備
3 脱炭素社会の推進	3-1 省エネルギーや新たなエネルギー資源を推進するまち		① 省エネルギーや再生可能エネルギーの啓発、PR活動の推進 ② ISO14001やエコアクション21等の環境管理体系取得の事業者への啓発 ③ 公共交通機関の利用促進
	3-2 地球規模で考え、カーボンニュートラルを目指し、温暖化防止対策を進めるまち		① 市民・事業者の暮らしと産業における脱炭素化の推進（エコライフ・省エネ・創エネ） ② 省エネ、高気密・高断熱化、創エネを行うZEH（ゼッヂ）及びZEB（ゼブ）の啓発 ③ グリーン購入の啓発と推進 ④ GX（グリーントランクスフォーメーション）の推進
4 社会的構築型	4-1 ごみを減らし、循環型社会の輪を広げるまち		① ごみ分別の徹底によるごみの減量化、食品ロスの削減 ② 4R（断る・減らす・再使用・再資源化）の推進 ③ 生ごみ及び屋敷林（カイニョ）の落ち葉や剪定枝の資源化による循環
	4-2 環境に関する意識が高まるまち		① 市民協働による環境保全の推進 ② 不法投棄の防止とパトロールによる監視 ③ ペットの糞尿に対するマナーの啓発
5 環境行動教育の連携実践	5-1 子どもから大人まで、体験して環境を学ぶまち		① 環境学習の推進 ② 環境情報の発信 ③ 自然とのふれあいの場の充実
	5-2 快適でうるおいのあるまち		① 花と緑が豊かなまちづくりの推進 ② 屋敷林（カイニョ）や豊かな住環境の保全 ③ グリーンカーテンの啓発と推進 ④ 地域の伝統行事や郷土の食材・料理の継承と活用
	5-3 環境を守る市民活動のまち		① 市民・事業者の環境美化活動の推進 ② 資源ごみ分別や有価物集団回収の推進 ③ 自治会や市環境美化委員会等との連携・協力